

東アジアのグローバル化するケアワーク： 日韓の移民と高齢者ケア

小川 玲子

1. はじめに

老いは誰もが経験する生物学的な個体としての変容でありながら、老いを見るまなざしは社会的に構築されてきた。現在、東アジアの高齢者ケアの現場で起きていることは、私たちが今まで経験したことがないような大きな地殻変動である。これまで家族に見守られていた老いや看取りというライフステージの在りようが、ラディカルな変容を起しつつある。人生50年と言われていた時代には高齢者の寝たきりの期間は極めて短く、人はろうそくの灯が燃え尽きるように天寿をまっとうすることが出来た。しかし、平均寿命が80歳を超えた現在、日常生活に支障のない健康寿命と平均寿命の差は日本人男性で9.22年、日本人女性で12.77年となり（橋本 [2013]）、寝たきりではないにしても、自立して日常生活を行うことが徐々に困難になっていく期間が長期間にわたるようになってきている。その一方で、世帯の人数は縮小し、市場化と個人化が進み、しかも家計を維持するためには全員が就労しなければならない。このような人口動態と社会の変容を受けて、2000年代以降、日韓両国においては介護保険の導入により高齢者ケアは「社会化」された。

ケアは社会文化的な文脈における規範と価値を反映した理念と実践であると同時に、政治経済学的な制度に埋め込まれている。福祉国家の政治経済学には、階級、国家、市場、家族などの変数や、民主主義や資本主義との結びつきが関係しており、そのバリエーションを抽出

したエスピン=アンデルセン [1990=2001] の福祉国家レジームの3類型は良く知られるところである。ケアの「社会化」には国家化や市場化、さらにはネオリベラリズムのもとでの再家族化という多様な経路が可能であるが、社会化されたケアが誰に向かってどのように開かれたのかを問うことは、その方向性を把握する上で重要であろう。ケア労働はジェンダーが刻印された労働であり、有償化されてもその対価は安く、社会的な地位も低く、製造業のように海外移転も生産性の向上も望めないという特徴を持つ。現在、国境を超える人の移動の活発化とグローバルな格差の拡大の中で、ケア労働はますます多くの移民女性たちによって担われるようになってきている。

これまで社会システムの再生産を研究してきた社会福祉研究は、政治共同体の構成員をメンバーシップとして想定してきたため、福祉の供給と受益が国民国家の枠内で完結するという前提に立って行われてきた。そのため、想像された「国民」のニードを解釈し、社会政策を通じて再分配を行うことで社会正義の実現を目指してきたと言える。しかし、国境を超える人の移動が活発化し、ケア労働が多くの移民によって担われるようになってきている現在、「方法論的ナショナリズム」（Yeates [2009: 4]）を超え、ケアのグローバル化のプロセスを把握するための新しいアプローチが必要であろう。本稿はそのための試みとして、日韓における「ケアの社会化」の方向性を日韓における移民レジ-

ム⁽¹⁾と福祉レジームの交錯点から探る。移民レジームは移民の在留資格や権利保障についての枠組みを決定し、福祉レジームは福祉供給やケア労働の社会的地位を決定する。移民ケア労働者はこの2つのレジームの交錯点に位置づけられ、それがホスト社会における移民の権利とケア労働の価値を方向づけることとなる。

日韓におけるケア労働⁽²⁾への移民⁽³⁾の流入は、歴史が浅く、先行研究の蓄積も少なく、何よりも政策的な位置づけを欠いている。日本では、東南アジア諸国との経済連携協定（EPA）により2008年度以降、東南アジアから介護職の流入が限定的な形で開始された他、結婚移民を中心とする定住外国人によるケア労働市場への参入が続いている。韓国においては、90年代以降、中国の朝鮮族の流入が進んだ結果、中高年以上の朝鮮族の女性たちがケアの仕事に従事している他、国際結婚の花嫁たちも無償労働としての家族ケアを提供している。日韓双方とも明確な移民政策としての位置付けも議論もないまま、既成事実としてのケアのグローバル化⁽⁴⁾が進展している。

しかし、急速な少子高齢化により家族による無償労働として位置づけられてきたケア労働が、移民を含めた有償労働に移転されることは、移民の社会的地位及びケアの質の双方に大きな影響を与えることが予想される。本稿は、移民研究と福祉研究を架橋する試みとして第1に移民研究と福祉研究の接点を探り、第2に日韓において移民ケア労働者の流入を可能にする制度を移民レジームとケアレジームの観点から明らかにする。最後に、移民研究と福祉国家研究から2つの軸を用いて日韓の移民ケア労働者の配置を比較することで、日韓におけるケアのグローバル化の制度レジームの特徴を明らかにする。以上を通じて従来の福祉国家研究では看過されてきたケア労働における移民の存在に光を当てることが目的とする。

II. 移民研究と比較福祉国家研究

これまで移民研究の分野では「移住労働の女性化」と言われるように、豊かな国の女性の社会進出を背景に移民家事労働者の導入が行われ、グローバルな資本主義による国際分業体制と家父長制の狭間で、家事や育児や高齢者ケアは多くの移民女性によって担われるようになってきていることを問題化してきた。現在、香港には約31万人、台湾には約20万人、シンガポールには約21万人の移民家事・ケア労働者が就労しており（HK Immigration Department [2012], Taiwan Ministry of Labor [2014], Singapore Ministry of Manpower [2013]）、ケア労働は移民女性の労働となりつつある。移民労働者はゲストワーカー⁽⁵⁾として住み込みで家事や高齢者ケアや育児を担っており、急速な経済発展を背景に創出されたアジアNIESにおける新中間層の再生産労働を担っている（Constable [2007], Chen [2006], Lan [2006]）。オンはアジアで働く移民家事・ケア労働者の過酷な状況を「新しい奴隷制」（Ong [2006 : 196]）と呼び、豊かな国の中産階級が生政治に関心を持つことが出来るのは、階級的特権と偏見によって奴隷のような状況が維持されている移民女性の存在があるからだと指摘する（Ong [2006 : 198]）。これまでの研究は移民が公的領域と私的領域、グローバルとローカルの交錯点に位置づけられるというアイデンティティの政治を家事労働を軸として明らかにし、豊かな国の女性たちは移民女性の存在があって初めて「男並み」に社会参加が出来るが、移民女性の市民権ははく奪されていることを指摘してきた（Lan [2006 : 248]）。

さらに、ジェンダー研究は「移住労働の女性化」とグローバルな資本主義がどのように接合されてきたかを焦点化しており、移民女性労働者が先進国のジェンダー化された労働市場に家事労働者として包摂される状況を「再生産労働

働の新国際分業」(New International Division of Reproductive Labor = NIDRL) や、産業のサプライ・チェーンのレトリックを用いた「グローバル・ケア・チェーン」(Global Care Chain = GCC) という概念を生み出してきた (Parrenas [2003: 61-79], Hochschild [2000])。これは、途上国の農村女性が自分の家族を残して途上国の都市の家族に対してケアを提供し、途上国の都市の女性が自分の家族を残して国境を越え、先進国の家庭でケアを提供している姿を見事に言い表している。ホックシールドが指摘するように、経済格差を基盤としたケア・チェーンがケア労働を通じて先進国と途上国の家庭を結びつけるとしても、ケアのチェーンは循環的ではなく、むしろ梯子のように上下が切れているイメージの方が近いように思われる。梯子の上の女性はより付加価値の高い労働に就くことで高収入と生活の質の向上を得ることができるかもしれないが、梯子の下の女性は自分の家族のケアを行うことができず、家族が崩壊の危機にあることも多い (Parrenas [2003], [2006])。NIDRLを発展させたGCCは、移民女性が先進国でケアを提供すると移民女性の家族はケアを受けられなくなるため、その隙間を埋めるために途上国のより貧しい女性の出稼ぎに依存することとなるが、最終的に貧しい女性の家族は誰からもケアを受けることが出来ない、というケアの公正分配を問題にしている。これらの研究は、再生産労働が移民女性らによって担われるようになったことにより、グローバルな経済格差の中で、先進国と途上国の世帯がケア労働を通じて不均等に結びついていることを批判してきた。グローバル化するケア労働は不均等で暴力的なグローバリゼーションのプロセスを映し出しており、エスニシティやジェンダーや階級によって刻印された労働市場を形成しつつある。

なお、在宅の場合には家事労働とケア労働が

概念上も実際上も収斂してしまうという方法的な問題がある。なぜならば、実際はケア労働者として雇用されていても、住み込みの場合には業務の範囲が明確ではないため、家事や育児などを任されることも多く、雇用主と移民という権力の非対称性から業務についての交渉は難しく、その境界はあいまいにならざるを得ない。しかし、移民による家事労働が女性の社会進出や中産階級としての社会的地位と結びつけて論じられるのに対して、ケア労働は高齢者福祉政策に位置づけられるため、分析概念としては異なる。そのため、移民ケア労働者を高齢者ケアの担い手としてとらえ、これまでひとくくりにされてきた「移民家事労働者」が担ってきたケア労働の部分に着目し、移民レジームとケアレジームの交錯点を探る新しいアプローチが求められている。

興味深いことに、韓国は同じアジアNIESではあるが、香港や台湾やシンガポールのように政策的に東南アジアからの移民家事労働者を受入れてはいない。また、本稿を執筆している時点では日本では家事労働は移民には開かれておらず⁽⁶⁾、雇用主が日本人である場合は日本人もしくは就労の制限のない身分の外国人、例えば日本人配偶者等しか雇用することはできない。日本と韓国がなぜ移民家事労働者の受入れを行わないかについては本稿では立ち入ることはできないが、このことは日韓の再生産労働が移民によって担われていないということを意味するものではない。後述するように、日韓のグローバル化するケアは異なる制度レジームによって進行している。

次に、比較福祉国家研究の分野ではエスピン＝アンデルセンの福祉国家の三類型を踏まえ1990年代以降、東アジアにおける福祉レジームに関する議論が積み重ねられてきた。その中でも主流の関心時は欧米を対象とした福祉国家のモデルが東アジアにおいてどのように適用可能

であるか、あるいは東アジアに共通の福祉国家モデルは見られるかという問いである。最近では東アジアの福祉国家は儒教的で家族的であるというオリエンタリズム的な見方を排して、東アジアにおける多様性を踏まえた比較研究が生まれており、アジアの比較福祉国家研究は新しい段階に入ったと言えよう（武川 [2005], [2006], 大沢編著 [2004], 埋橋他編 [2009]）。とはいえ、福祉研究はこれまでナショナルな枠組みに基づいた福祉国家の類型や社会福祉の理念や制度、思想や実践等を明らかにしてきたことから、国民国家の枠内で完結する研究となっており、移民ケア労働者を含めた分析は東アジアにおいてはほとんどない。しかし、国民国家を単位とした社会福祉研究を継続することは、移民ケア労働者の社会的承認を不問にし、彼らの存在を不可視化する。福祉国家における「包摂」の概念が「国民」の枠に限定されている一方で、移民ケア労働者の包摂を進めれば、ケアの人材は確保されず、高齢者の生命の安全も守れないという隘路に立たされており、筆者は移民の市民権や社会統合の問題を含めて考えることが真の意味での「ケアの社会化」であると考える。

移民研究と社会福祉研究という2つの異なる研究領域を橋梁する試みの中で、本稿の目的に照らして参考になるのは、EUにおける移民とケアワークに関する研究である。ウィリアムス（Williams [2012]）はEUの統合による域内の人の移動の自由化に伴い、EUのケア労働は必ずしもNIDRLやGCCのように途上国からの移民によって担われていないことを指摘し、EU域内で移民とケア労働の比較研究を行うとすれば、ミクロ、メゾ、マクロレベルでの分析をリンクさせる必要があるという。そして、メゾレベルでの分析にはケアレジーム、移民レジーム、雇用レジームの3つのレジームがどのように交錯しているかを見ることが有効であると主張

する。ウィリアムスはエスピ＝アンデルセンの3つの類型に対応したロンドン、マドリッド、ストックホルムの3都市で質的調査を行い、上記の3つのレジームに関する指標を抽出している。ケアレジームに含まれるのは、1) ケアサービスの制度、2) ケアサービスの供給者—公的、民間、あるいはボランティアによって提供されているか、3) サービスの内容—直接給付、補助金、現金給付等と給付の条件、4) ケア労働のジェンダー化と人種化の度合い、スキルと給料の関係、5) 福祉政策の歴史と在宅ケアの実践、6) ケアの文化—誰がいつどのようにケアを提供することが望ましいとされるかに関するディスコース。移民レジームに含まれるのは、1) 移民政策—入国管理、クォータ制、二国間協定、スキル、家族帯同、2) 在留、定住及び帰化と社会、経済、政治、法的、市民的権利、3) 社会規範とマジョリティー—マイノリティー関係及び差別禁止法の有無、4) 移民の組織化の度合いや労組、NGOによる支援、である。

ウィリアムスはケア労働と移民の問題は、3つのレジームがどのように交錯するかによって国による差異が生まれることを指摘するが、本稿では紙幅の関係からケアレジームと移民レジームのみに焦点を当てて分析する。EUにおけるレジーム論を手がかりにしながら、本稿では移民レジームには「脱民族化—再民族化」と「在留資格の定住—一時滞在」という2つの軸を、ケアレジームには「家族主義—脱家族主義」「ケア労働の資格の有無」という軸を抽出し、日韓における移民がどのようにケア労働に配置されているかを明らかにする。第1の軸である「脱民族化—再民族化」と「家族主義—脱家族主義」はグローバル化するケアの制度的位置づけを明らかにし、第2の軸である「定住—一時滞在」と「有資格—無資格」は移民の社会統合を明らかにする。

III. 日本におけるケアのグローバル化

第III節と第IV節では日韓における少子高齢化とケアの商品化という構造的な問題がどのようにして移民の流入と結びついたのかについての制度的な枠組み（あるいはその不在）とその結果について概観する。日本では日本人と共にEPAによる東南アジアからの移民ケア労働者と在日外国人の2つの集団が有償・無償のケアを担っている。

III.1. EPAによる移民ケア労働者

日本の介護現場で移民ケア労働者がはじめて可視化されたのは、EPAによってフィリピンやインドネシアの介護福祉士候補者が就労を開始してからである⁽⁷⁾。2002年に日本が最初に経済連携協定を締結したのは、農産物における利害対立がないシンガポールであった。2003年には東南アジア諸国とのさらなる関係強化を求めて、フィリピンとの貿易交渉が開始されたが、交渉の過程でフィリピン政府は看護師、介護士、家事労働者及びベビーシッターの受け入れを迫ってきた（安里 [2007: 32-33]）。そこで高度人材しか受け入れないとする日本の入管政策に照らし、政府は看護師と介護士の受け入れの検討を開始したが、それに対して日本看護協会は以下のような見解を発表した。まず、外国人看護師の受け入れにあたっては人手不足に対する対応ではないこと、また、医療の安全と看護の質を維持するために以下の4つの条件を提示した（日本看護協会 [2008]）。外国人看護師は、①日本の看護師国家試験を受験して看護師免許を取得すること、②安全な看護ケアが実施できるだけの日本語の能力を有すること、③日本で就業する場合には日本人看護師と同等以上の条件で雇用されること、④看護師免許の相互承認は認めないこと、である。この提案を受け、最終的に日本政府は看護協会が提示した条件を受け入れ、外国人看護師及び介護士には事前に日本語教育を提供し、国家試験合格を在留の条件

とすることで協定は締結された。

移民ケア労働者は施設のみで就労し、国家試験に合格すれば無期限に滞在することができ、家族帯同と雇用主の変更が可能である。このEPAの枠組みにより2008年度にインドネシア、2009年度にフィリピン、2014年度にはベトナムから看護・介護労働者の受け入れが開始されている。

EPAは2国間の政府間協定であり、募集、面接、マッチング、日本語教育⁽⁸⁾、施設への配置まで両国の政府機関が独占的に執り行っている。候補者は配属当初は日本語が分からないため、日本人と同じ業務には就けないにもかかわらず、日本人と同等の賃金が保証されており、労働基準法等においても日本人と同等の待遇が保証されている⁽⁹⁾。ただし、試験に合格するまでは職場の変更が原則として出来ない⁽¹⁰⁾ことや、就労と研修が混在した受け入れ枠組みとなっているため、国家試験対策に対する研修体制は受け入れ施設の運営方針や財政的・人的資源によって大きく異なっており、これが給与の格差と並んで候補者の間での不満の大きな原因の1つとなっている⁽¹¹⁾。

これまでの調査から、外国人介護福祉士候補者を受け入れた施設では「職場が活性化した」（89.5%）、「日本人スタッフが異なる文化を理解するきっかけとなった」（78.9%）、「入所者が以前よりもいきいきとしてきた」（52.7%）と答える一方で、「財政負担が大きくなった」（89.5%）、「教育担当者の仕事量が増えた」（100%）という両義的な実態が明らかになっている（小川他 [2010]）。移民ケア労働者は日本の介護現場に適応し、日本人高齢者との関係も良好であるが、受け入れ施設は介護の専門用語を含めた日本語教育と国家試験に合格させなければならないという条件があるため、介護施設にとっては大きな負担となっている。2012年に行われた調査では給与・ボーナスを除いた候補

者一人当たりにかかる推定費用は最大4年間で平均226万円であった（坪田他 [2012]）⁽¹²⁾。高負担の大きな原因は、介護福祉士国家試験の合格が在留の条件となっていることにあり、候補者は日本語と介護保険などの制度を含めた専門的な知識の取得が要求され、施設は教育機関ではないにもかかわらず、日本語教育と試験対策を支援しなければならない。

ところで先進国を含め、多くの国では少子高齢化と生産労働人口の減少により医療を含めた「高度人材」の獲得競争が激化しているが（Mahroum [2001]）、世界的に見てもケア労働は「専門職」⁽¹³⁾とは位置づけられておらず、欧米では「新規に入国した移民が最初に行う仕事」であり、「移民女性にとって売春に代わる唯一の仕事」であり、「キャリアアップの展望がない」職業とされている（Yeates [2009], Ehrenreigh & Hoschichild [2002], Anderson [2000]）。日本でもしばしば介護は三K（きつい、きたない、きけん）労働と称されており、2008年のリーマンショックにより増大した失業者に対して政府が職業訓練を行い、介護職として再就職支援を行ったことは記憶に新しい。高度人材の受入れを進めている日本の入管政策においても、「介護分野の業務は外国人の受入れを認めている専門的・技術的分野の業務としての評価が確立していない」（第5次出入国政策懇談会 [2010: 9]）とされ、介護福祉士は在留資格としては認められていない。

しかし、EPAでは日本人には要求されない学歴要件と一定期間内に国家試験合格という2つの高いハードルを課したため、移民ケア労働者は「優秀な人材」として構築され、表象された（日本経済新聞 [2009], 朝日新聞 [2009]）。出身国の看護師資格を有していることも多い移民ケア労働者は受け入れ施設においても評判がよく、高齢者にも人気があり、時には日本人職員よりも高学歴で優秀であり、中には将来の

幹部候補生あるいは管理職として位置づけている施設もある⁽¹⁴⁾。メディアの報道も世論も僅かな人数の移民ケア労働者に対する関心は高く、しかも好意的であり、戦後のオールドカマーやバブル期以降のニューカマーの移民受入れに対するまなざしとは大きく異なっている（田中 [1991], 金 [2010], 梶田他 [2005] 参照）。人手不足に悩み、優秀な人材の確保が難しくなりつつある介護の現場においては、移民の導入に対する高い期待感があり、移民ケア労働者は施設の中だけにとどまらず、地域の国際化にとってもポジティブなインパクトをもたらしている。

一方で、日本語取得や国家試験合格の壁は厚く、その機会費用を考えると移民ケア労働者はその「優秀さ」ゆえに、定着しない可能性が高い。出身国で看護師資格を持っている候補者には介護士としての就労は社会的地位の下降として捉えられている場合もあり、すでにカナダへ移住したり、帰国してビジネスを始めたり、結婚したり、看護師に戻ったり、看護大学の教員になったフィリピン人やインドネシア人も多数存在しており、移民ケア労働者にとって日本で働くこと、そして定住することはあくまで人生の無数の選択肢の中の一つにすぎないのである。2009年来日したインドネシア人の移民ケア労働者の平均年齢は23.7歳、フィリピン人は30.5歳であり、既婚者はインドネシア人で8.3%、フィリピン人で33.1%であり⁽¹⁵⁾、年齢や出身国に家族を置いてきていることを考えると家族形成・家族帯同の問題は深刻である。仮に国家試験に合格して家族を呼び寄せたとしても、介護士の給与で家族を養うのは大変である上、家族の言語や文化適応の問題もある。インドネシアやフィリピンでは女性は結婚や出産をしても就労を継続するが、出身国に比べて育児に対するサポート体制が弱い日本では、仕事と育児の両立は大変である。日本のワークライフバランスはOECD [2013] の中でも低位であり、日本

人の少子化を招いたのと同じ原因が、今度は移民が定住するための阻害要因となっているのである。また、介護職がキャリアアップの展望がない仕事と見なされれば、優秀な移民の定着を図るのは難しい。日本人にとって魅力がない仕事は、移民にとっても魅力がないのである。

III.2. 在日外国人ケア労働者

EPA移民の受け入れが先行き不透明な中で、日本人と結婚するなどして定住している在日外国人によるケア労働への参入はより不可視化された形で進んでいる。東京都社会福祉協議会〔2009〕が都内の介護施設に対して行った調査によれば、回答した316の施設のうち、外国人ケア労働者を雇用していると答えたのは32%であり、その出身国はフィリピンが55.6%、中国・台湾が18.4%、韓国・北朝鮮が19.9%、ブラジル人が1%であった。介護現場の人手不足とEPAに触発されて、2000年代中盤以降、地方自治体や民間による在日外国人向けのホームヘルパー養成講座が開設され、すでに数千名の卒業生が送り出されている。前述の調査によれば、そのうちの66.3%にあたる130名がヘルパー2級、6.6%にあたる13名が介護福祉士の資格を取得しており、資格取得の時期についてみると大部分が2006年以降に取得している。在日外国人向けのホームヘルパー養成講座は、急速な少子高齢化と介護現場の人手不足を背景に全国に設立され、在日外国人のケア労働への参入はゆっくりだが確実に進行している。

在日外国人の中でフィリピン人が多い理由としては、約20万人に及ぶ在日フィリピン人コミュニティの存在があげられる。その大部分は1980年代～90年代にエンターティナーとして来日し、日本に定住したフィリピン人女性である(高畑〔2009〕, Ogawa〔2010〕)。現在、在日フィリピン人はその大多数が30代後半から40代を迎えており、エンターティナーとしての就労には限界があること、また、子供がいる場合には

夜の仕事には就きたくないと考えており、別の職種への転換を図っている。しかし、言葉の制約もあり、工場労働、ホテルの清掃、惣菜作りなど選択の幅は限られており、ベッドメイキング等よりも対人サービスの仕事がしたいという希望は多い。介護施設で就労する在日フィリピン人女性に対するインタビューでは、ケア労働は身体的には大変な仕事であるが、人を助ける仕事であり、社会的にも尊敬される仕事である。それに対して、エンターティナーはお金はたくさんもらえるが、虚飾に満ちた嘘の世界である。ケアの仕事は賃金は安い、スティグマを背負った自分の過去を浄化してくれる「心がある仕事」である、という(Ogawa〔2010〕)。一方でヘルパーの資格を取得してもケアの仕事だけでは賃金が低すぎてフィリピンの家族への送金が出来ない、不安定なパート労働では子どもを抱えて生活できないとして、別の職種を選ぶ移民女性もいる。彼女たちの語りから垣間見えるのは、彼女たちにとってケア労働が社会からの承認と新しい社会統合の可能性を提供しているということである(Ogawa〔2010〕)。シングルマザーの移民女性にとって、就労の機会はそれほど多くない。また、日本社会の中で働いた経験も自信もなく、履歴書も書いたことがない中で、ホームヘルパーの資格を取得し、介護施設に就職して自信を回復していくためには、介護職の労働条件の改善と自治体やNGOの支援が欠かせない。

在日外国人のケア労働への参入を契機として、市民社会も様々な支援を開始しているが⁽¹⁶⁾、移民の社会統合とケアの労働力確保という社会政策の観点からのより包括的な支援が必要である。ケアの労働市場はエスニシティ、ジェンダー、階級によって刻印されており、サッセン(Sassen〔2002:255-256〕)のいう生き残りをかけた「サバイバル・サーキット」が形成されつつあるが、その中でもケア労働に喜びとやり

がいを見出し、ケア労働を通じて社会に承認されていく移民女性たちの姿がある。移民女性たちがケア労働を通じて社会参加し、新しい形で社会統合を果たせるかどうかは、日本社会の多文化共生をはかる試金石でもある。

IV. 韓国におけるケアのグローバル化

キム (Kim E. [2010]) は、韓国の移民政策には4つの原則があると述べている。第1に、移民労働者を定住させないこと、第2に中国朝鮮族を優遇していること、第3に非正規滞在者を削減し、摘発と強制送還を強化すること、最後に結婚移民を重視していること、である。2012年に韓国に在留する外国人は144万人であり、人口の2.84%を占めている。その中で最も多いのが朝鮮族であり、447,877名が在留し、外国人のうちの30%を占めている (法務部 [2012])。

韓国は2008年の老人長期保険療養制度の導入を機に、それまで病院や施設、在宅で介護にかかわってきたや家庭奉仕員や看病人⁽¹⁷⁾に代わって、療養保護士の資格を国家資格として新設した。韓国のケア労働の市場規模は2011年末には約50万人と推定されており、そのうち公的部門には療養保護士等の資格を持つケア労働者が約20万人、民間部門には約30万人配置されていると推定される (経済社会発展労働事情委員会 [2012: 14-21]、*o* [2012] に引用)。

介護保険導入後、療養保護士は公的部門でケアの仕事に従事する上では必須の資格となっているが (朴 [2011: 178]、金美淑 [2011: 78-9])、そこには外国人が資格を取得する際の規定が設けられている。韓国の療養保護士の資格を取得できるのは韓国語の試験に合格した国際結婚移民 (F-2 居住)、在外同胞 (F-4)、永住 (F5)、及び中国あるいは旧ソ連の在外同胞 (H-2 訪問就業) であり、かつ出入国管理法に違反していないものとなっている (保健福祉部、

2012)。2012年にF-2ビザの保持者は63,632名 (うち女性は49,308名)、F-4は189,508名 (うち女性は93,884名)、F-5は84,140名 (うち女性は46,549名)、H-2は238,765名 (うち女性は108,070名) (法務部 [2012]) であるが、永住者を含めて2011年に療養保護士として就労しているのは僅か314名にすぎない (Lee [2013: 20])。韓国では多くの朝鮮族がケア労働に従事しているが、朝鮮族は療養保護士の資格を取得するための240時間の研修に参加するための時間と費用が工面できないため、民間部門で看病人として働いているという。

では、どのような移民レジームによって韓国のケアのグローバル化は生じたのであろうか。韓国は1988年のソウルオリンピックを契機として当時まだ国交のなかった中国との交流が行われるようになり、民主化と朝鮮戦争による「離散家族探し」などが盛んになる中で、韓国人親族の招請状をもとに中国朝鮮族の韓国訪問が開始されるようになった。1990年に仁川と威海を海上で結ぶ航路が開かれると、朝鮮族の韓国訪問は一挙に増加したが、同時に超過滞在のケースも急増することとなった。さらに、朝鮮族は就労が許可されていなかったにもかかわらず、建築やサービス業などの仕事に超過滞在して従事するようになったため、1992年には韓国政府は入国条件を厳格化させている。

しかし、急速な経済発展を進める韓国は1990年代前半から深刻な人手不足に陥り、観光ビザで入国し就労をする非正規滞在者の外国人が増加したことから、外国人労働者の受け入れを進めることになる。1991年には産業技術研修生制度を開始し、非熟練労働者の受け入れを開始したが、この制度の中で朝鮮族が優遇されることはなかった (Kim, N. [2008])。

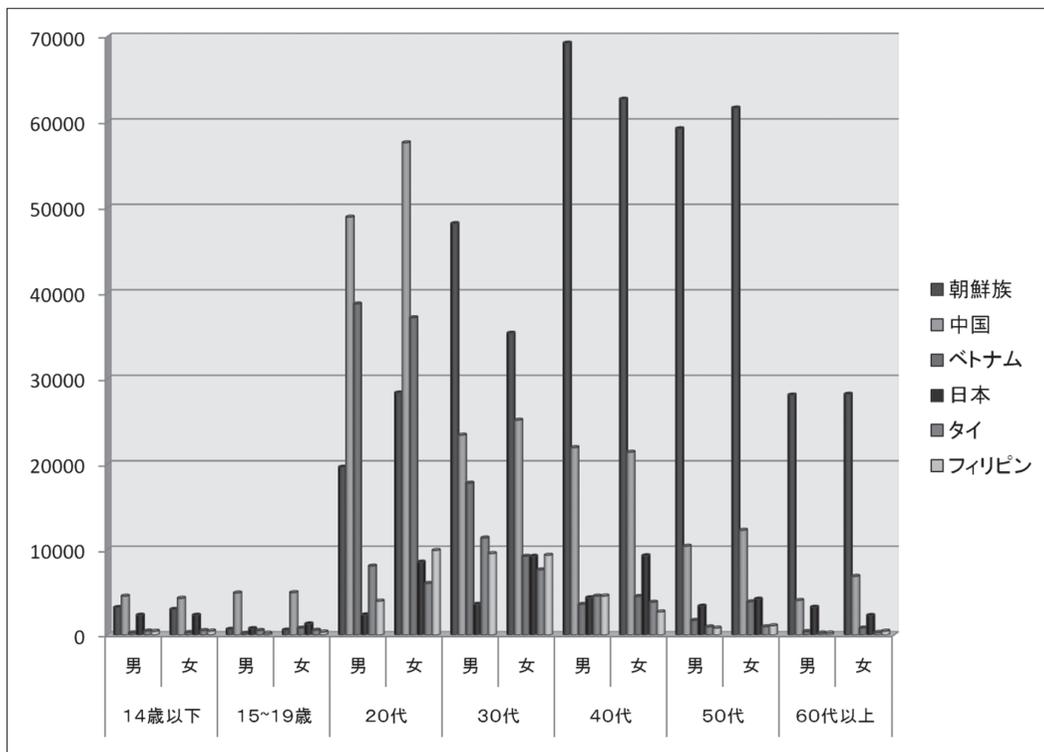
朝鮮族に対する政策の大きな転換点は、1997年のアジア通貨危機からの韓国経済の立て直しの中で生まれてくる。金大中政権は、国外に永

住する韓国民や韓国系同胞からの投資や技術を呼び込むために、在外同胞に就労や不動産取得での制限緩和、年金などの権利を与える「在外同胞法」の立案を計画した。しかし、「在外同胞」の範囲を巡って議論が噴出し⁽¹⁸⁾、1998年に成立した改定法では大韓民国設立以前に移住した中国朝鮮族、CIS在住の同胞、朝鮮籍を有する在日朝鮮人は除外されることとなった。それに対し市民団体は、そのような法律は、相対的に貧困な在外同胞に対する差別であり憲法違反であるとして憲法裁判所に申し立てをし、その結果、2001年には違憲判決が下され、改定が命じられた。このような在外同胞法の議論の中で、韓国政府は中国朝鮮族に対する一定の配慮と非正規滞在者を削減することが求められ、韓国内に親族を持つ中国朝鮮族に対して3

年間サービス業に従事することができる雇用管理制度⁽¹⁹⁾が導入された (Kim, N. [2008]、鄭 [2008])。この制度により韓国に親戚がいる中国朝鮮族は飲食、清掃、社会福祉、家事労働など6つの分野のサービス業での就労が可能となり、多くの朝鮮族女性がレストランや家事労働などに従事するようになった。

さらに、2007年には在外同胞に対する訪問就業制が導入され、韓国に親族がいない場合でも25歳以上の中国朝鮮族・在CISの同胞であれば、韓国語の試験に合格すれば在留期間内は出入国が自由に出来るようになる。ビザは5年間有効で、1回のべ3年間の在留が可能になった。この制度のもとで、朝鮮族は就労制限もなく、職場移動も自由化されたため流入はさらに増加した。2000年には男女合わせて32,441名だった

表1 韓国在留学外国籍の出身国と年齢構成



出典：法務部 [2012：320-321] より作成

中国朝鮮族は2012年には10倍以上の447,877名にまで増加している (Kim E. [2010], 法務部 [2012])。

朝鮮族は他の外国人と比べても女性の比率が高くなっている。韓国はサービスセクターを一般の移民労働者に開放していないことから、2012年に雇用許可制のもとで入国した東南アジア等からの移民のうち女性の比率は8.2%であるが、同年の朝鮮族の女性の比率は48%を占めており、そのうち40歳以上が70%を占めるといふ年齢構成である (法務部、2012)。表1は韓国に在留する外国人のトップ6カ国の年齢構成をまとめたものだが、他の国が20代から30代が人数のピークであるのに対して、朝鮮族は40代以降が突出しており、50代では男性よりも女性の方が人数が多いことが分かる。

り (Lee H. [2006]) によれば、朝鮮族の男性が韓国で就労する場合、ほとんどが建設業であるため中高年には体力的に辛く、また男性よりも女性の方がビザが下りやすいため、女性が単身で働きに来るケースが多いという。さらに、中産階級以上では男性は社会経済的な地位を保つため出稼ぎには行かず、移住労働の女性化が顕著である。そしてサービス業は朝鮮族の女性たちの独占場となり、在宅の家事労働者の90%は朝鮮族となった (Kim E. [2010])。

2005年に労働部が行ったソウル首都圏の朝鮮族に対する調査⁽²⁰⁾によれば、40代以下の朝鮮族女性で家政婦として働いているのは正規滞在者で22.6%、非正規滞在者で30.0%、50代以上では正規滞在者のうち59.2%、非正規滞在者では56.5%であった。また、高齢者ケアの仕事に従事しているのは40代以下では正規滞在者で3.6%、非正規滞在者で3.3%、50代以上では正規滞在者で16.9%、非正規滞在者では15.2%であった (鄭 [2008: 88])。朝鮮族は年齢構成が高く、女性が半分以上を占めており、年輩の女性のうちの15%程度がケア労働に従事している

とすると、少なくとも数万人の朝鮮族女性がインフォーマルなケア労働に従事していることが推察される。

また、朝鮮族の若い女性は韓国人男性と結婚して無償の家事労働者に、その母は有償の家事労働者になっていることが指摘されており (Lee H. [2006: 504-505])、無償労働と有償労働の境界は容易にシフトする。しかし、韓国人と結婚した朝鮮族女性は市民権の上では韓国人と対等であるが、韓国人という民族性からは排除されており、アンビバレントな立場に置かれている (Freeman [2005])。

韓国で朝鮮族女性が高い比率でケア労働に従事することになったのは、第1に外見では韓国人と区別することが出来ない上に言葉の問題がないこと、第2に東南アジアからの女性たちに比べて朝鮮族女性が高中年層であることが有利に働いたことがあげられる。韓国人の家族にとって若い移民女性と一緒に住まわせることには抵抗があり、年配の女性の方がジェンダー中立的であるとして望ましいと考えられる。一方で、長幼の序を重んじる社会にあって、若い世代が年配の女性に対して命令をしたり管理したりすることは難しいが、朝鮮族は韓国社会の一員ではなく外国人であり、貧しい人々に雇用の機会を提供しているということで正当化される (Kim E. [2012], Lee H. [2006])。ここでは朝鮮族は国家と民族のはざまにおかれ、中国籍であるという異質性と民族的同質性との相反するアイデンティティを背負わされており、同じ言語と文化を共有する女性たちによる差異の政治によってまなざされているといえる。

45歳以上でケア労働に従事している朝鮮族女性たちは「私たちはお金を得るために韓国人がやらないような仕事をしている」「私たちはただ我慢をして (この仕事を) やっている」「私たちは自分を犠牲にして汚い仕事をやっている」、という。そこには、長時間にわたる重労働

働でありながら低賃金であることに対する不満があり、健康保険の適用がないため、健康を害しても何の保証もないことがあげられる (Lee [2008 cited in Kim E. 2010 : 75])。雇用許可制のもとでは外国人も同等に扱われ、人権や社会保険等が保障されているが、在宅の家事とケア労働においては労働者であることが認められないため、労働法の適用がない。賃金においては公式には韓国人との間の格差はないものの、韓国人の多くが8時間労働であるのに対して朝鮮族は24時間の住み込み労働が多く (Lee [2013])、労働条件は劣悪で、ILOによる家事労働をディーセントワークにするという家事労働者条約 (第189号) があるにもかかわらずそのようにはなっていない (〇) [2012])。

朝鮮族に対する優遇措置と並行して、韓国政府は1990年代初頭から国際結婚によって「国民」の再生産の担い手の確保に乗り出しており、2012年には148,498名の結婚移民が暮らしており、そのうち85.9%は女性である (法務部 [2012])。2008年には多文化家族支援法が制定され、結婚移民に対しては優先的に社会統合へ向けた支援が行われている。

韓国の結婚移民は、日本の在日外国人と同様、ケア労働をしようと思っただけで国境を越えたわけではなく、国境を越えた結果として有償・無償のケア労働の担い手となった・ならざるをえなかった人々である。ケア労働は他の産業のように機械化や海外移転が出来ず、低賃金であり、就労に対するハードルが低いことから、結果として正規・非正規を含めて移民を引きよせる職域となる。ケア労働は相互の関係性に基づいた感情労働であるが、それが移民女性にとって疎外をもたらすものなのか、あるいはケア労働を通じて社会参加と承認、そしてホスト社会における豊かな関係性を築き上げることができるのかを考えることはグローバル化するケアレジームの持続可能性を考える上では極めて重要であ

る。そこには、受け入れ社会の政策や制度が大きな役割を果たしており、ケア労働を労働と認め、労働条件と社会保障を確立し、それに従事する移民を可視化し、ケア労働と移民の社会的な地位を同時に向上させて行くような戦略をとることが肝要である。規制されないケアの現場は、非正規滞在の移民とあいつぐ失踪、そして無数の事故と人権侵害の温床へと転落するであろう。

V. 日韓のケアのグローバル化の再配置

ケアのグローバル化は移民レジームとケアレジームの交錯点に位置づけられ、それが移民ケア労働者にとってのケア労働の意味を規定していく。日本と韓国は少子高齢化とケアの社会化という共通の構造的要因を抱えているが、移民ケア労働者の再配置という点からは大きく異なっている。

日韓の移民レジームは民族的な絆を重視していることが指摘されているが (Tsuda et al. [2004], Seol et al. [2004])、ここでは第1に移民レジームの中から「脱民族化」(de-ethnicization) と「再民族化」(re-ethnicization) 及びケアレジームの中から「家族化」と「脱家族化」という概念を抽出して、日韓の移民ケア労働者がケア労働市場においてどのように配置されているのかについて整理してみたい。この2つの交錯点からはケアする側に対する民族的・文化的・言語的の近接性とケア労働の制度的な位置付けを明らかにすることができる。

多くの国民国家ではimmigration (入国) と emigration (出国) を同時に経験しており、民族的絆に基づいたメンバーシップを持っていた自国民は国外に流出し、反対にニューカマーが定住するというプロセスを経験している。脱民族化とはニューカマーに対して、民族に基づいた排他的な市民権へのアクセスを許可するプ

ロセスとしてとらえられ、再民族化とは二重国籍などの優遇措置によって在外の自国民との民族的絆を保持することを意味する。ヨブケ (Joppke [2003], [2005], [2010]) はリベラルな国家は領土と血統という二つの軸により国籍法を制定しており、移民の流入と自国民の流出が活発化したヨーロッパにおいては、出生地主義 (jus soli) と血統主義 (jus sanguinis) の間に収斂が見られることを指摘する。そこには、全ての移民に対して同等の市民権を与えようとする脱民族化したりベラルな方向性と、海外で暮らす自国民との絆を保とうとする再民族化した保守派による動きが見られる。前者は領土に基盤をおいた市民権を構想するのに対して、後者は血統主義によるメンバーシップを現しており、immigrantsとemigrantsに対する権利付与はしばしば非対称的である。

日本も韓国もimmigrationとemigrationを経験しており、双方の移民政策には脱民族化と再民族化の矛盾したベクトルが見られる。日本は1990年の入管法の改正によって、表向きは高度人材しか受け入れないという入管法の建前とは矛盾しない形で日系人に対する優遇措置を講じた。祖国訪問という民族的絆と非熟練労働力の確保という資本の欲望が、再民族化による移民政策に正当性をもたらした。日系人たちは、職業選択の自由があるにもかかわらず、言語的な制約から製造業の下請け労働者として組み入れられていった。再民族化政策の恩恵を受けている日系人たちは、定住ビザを持ち、家族帯同が可能であるが、前掲の調査結果からも分かる通り朝鮮族と比べるとケアワークへの参入は非常に限定的である。その理由は言語の問題が大きい (イシカワ [2009])。来日後、工場労働に従事してきた日系人には日本語を覚える機会も時間もなかったため、コミュニケーション能力が求められるケア労働への参入は限られている⁽²¹⁾。関東の介護施設に対するインタビュー

でも、日系人は言葉の問題に加えて景気が良くなると製造業に流れてしまうため、なかなか定着しないという⁽²²⁾。一方、在日フィリピン人の多くは日本人と結婚し、長期間にわたって日本の家族の中で暮らしているため、日本語の会話には問題はない。そのため、日本のケアワークは日系人以外の移民によって担われており、EPA移民についても東南アジアからの受入れのため、日本のケアのグローバル化は脱民族化が進行していると言える。

韓国の移民政策についてKim N. [2008] は、同様に脱民族化と再民族化という矛盾した方向性を持っていることを指摘する。つまり、外国人労働者一般に対する人権擁護を政策として確立しながら、一方で在外同胞に対する優遇措置を講じているために、市民権による差別は減少したものの、民族性による差別は増大しているという。政治的リベラル派は人種やジェンダー、宗教による差別を認めないため、市民権と民族性による差別の両方の撤廃を求めるのが一般的であるが、韓国において移民の支援を行っているリベラル派は市民権による差別の撤廃を求めつつ、民族による優遇は継続するという矛盾した二つの方向性が混在しているという (Seol [2011] 参照)。朝鮮族は移民レジームの中で優遇された結果としてケアの労働市場に組み入れられていき、韓国のケア労働は再民族化の上に成り立つこととなった。

次に、日韓の移民ケア労働者がどのように「家族化—脱家族化」の軸に位置づけられるかについて見てみよう。エスピン—アンデルセンは「家族主義と脱家族主義」という概念を、福祉義務を家族に割り当てる、あるいは軽減する体制として説明している (Esping-Andersen [1999=2000: 77])。脱家族化はケアの担い手が家族から国家や市場に移転されることとしてとらえられ、その対概念としての家族主義は家族が福祉の担い手になることとしてとらえられ

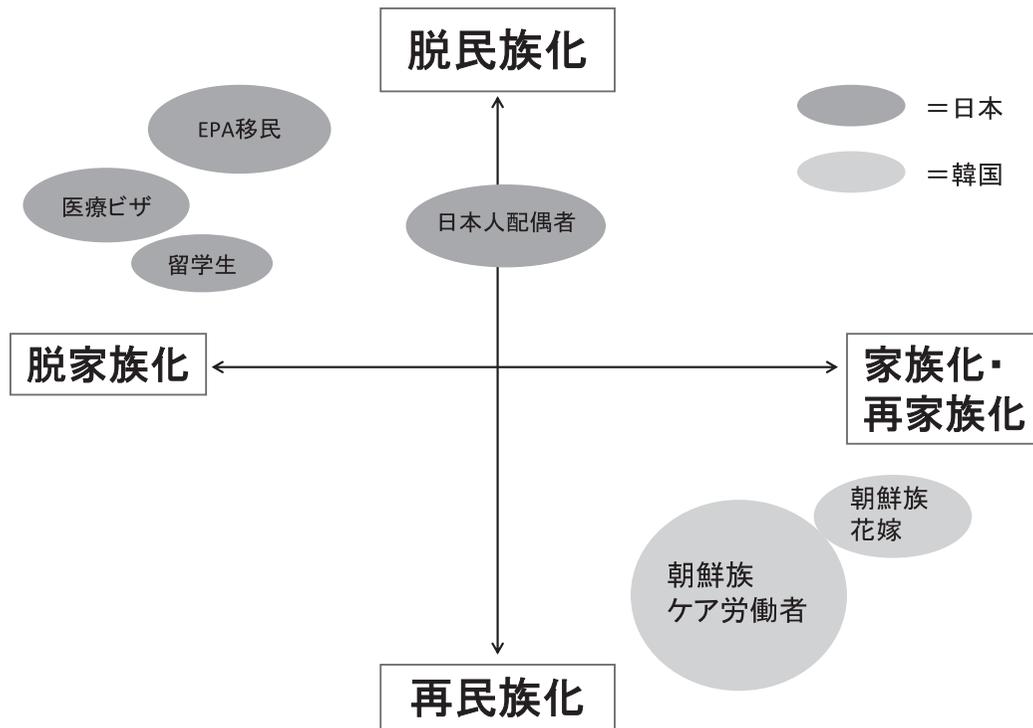
る。日本と同じように介護サービスを社会保険で行っているドイツやオーストリアでは、現金給付を採用したことから再家族化が進行したが、日本では少なくとも理念上は脱家族化を目指している（山下 [2011]）。日本のEPA移民は、介護保険の対象であり、就労場所も施設に限定されていることから、方向性としては脱家族化に配置されていると言える。また、日本の結婚移民を含む在日外国人は、資格を持つ・持たないに関わらず施設あるいは在宅で就労する有償労働の場合には、介護保険の適用を受けるため、やはり脱家族化に配置される。

一方、前述のとおり韓国の朝鮮族の療養保護士資格の取得率の低さは、彼らによるケア労働が公的介護保険の対象とならないことを示しており、その多くが在宅で住み込みとして就労しているとすると家族化・再家族化に配置される

と考えられる。また、韓国の結婚移民は朝鮮族と朝鮮族以外に分かれるが、朝鮮族以外の配偶者は年齢が若いためケアワークへの参入は限定的である。今後、朝鮮族の療養保護士資格保持者が増えてくれば、施設や訪問ケアなど介護保険の適用になる脱家族化した就労形態が増加してくるのではないと思われるが、現状では韓国の移民ケア労働者は再民族化と再家族化の象限に集中していると考えられる（表2）。

「脱民族化—再民族化」と「家族化—脱家族化」という軸はケアする側とケアされる側の民族的・文化的・言語的接近性と移民によって提供されるケアの制度的位置付けを明らかにするものである。表2から「脱民族化—脱家族化」の象限に多くの移民を抱える日本のケアのグローバル化は、民族的・文化的・言語的に近接でない移民によって担われているため、EPA移

表2 日韓における移民ケア労働者の再配置



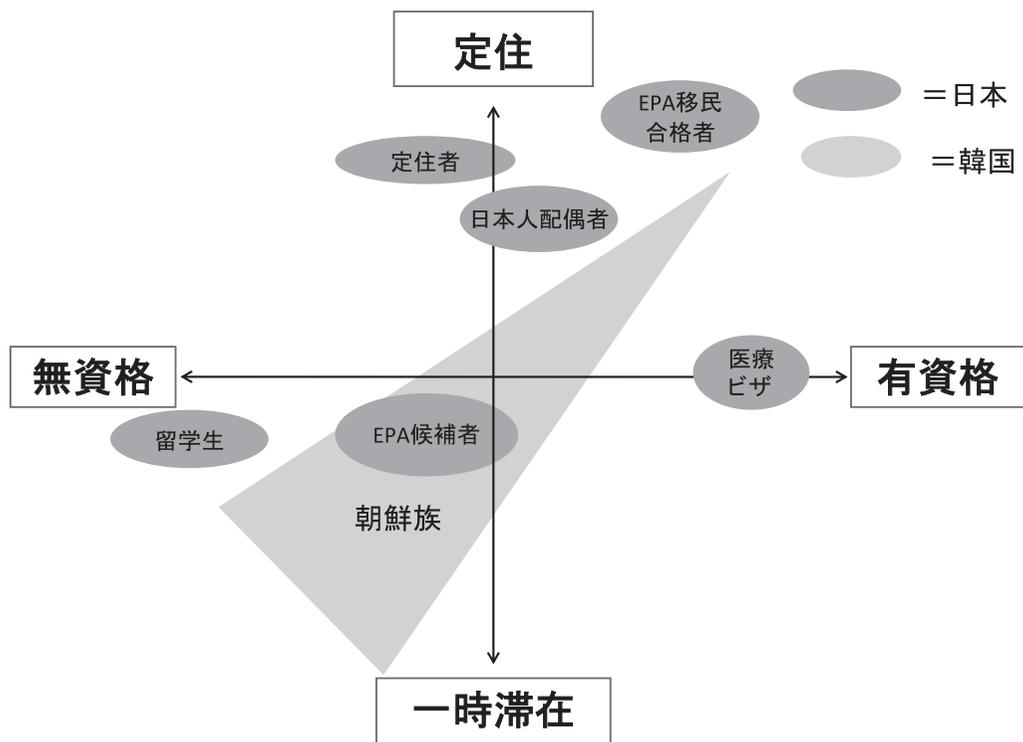
民の場合には政府予算で、それ以外の移民（在日外国人）の場合には自己負担で日本語を習得しなければならない。一方、ケア労働は公的介護保険の制度に組み込まれていることから、法の適用に関する規制の度合いは強いという特徴を持つ。

日本とは反対に「再民族化—家族化・再家族化」の象限に朝鮮族を中心とする移民が集中する韓国においては、言語習得に対するコストは不要であり、その労働は公的介護保険外の市場で行われている。単純に比較することはできないが、2012年の日本の介護保険の第一号被保険者（65歳以上の高齢者）における認定者数が17.6%であるのに対して、2013年の韓国の介護保険による認定者数は約5%であることから、介護認定が受けられない家族のケアニーズを朝鮮族による柔軟な労働力がインフォーマルな形

で満たしていると仮定することもできよう⁽²³⁾。そのためケア労働に対する法的規制は弱く、ケアのコスト負担は家族が全面的に負うこととなっている。

第2に移民レジームから「定住—一時滞在」、ケアレジームから「ケア労働の資格の有無」という軸を抽出して、日韓のケアのグローバル化の再配置を分析する（表3）。市民権の軸は移民の身分と生活を安定させ、資格の軸はケアの質を保障するものである。日本の移民レジームでは、EPA合格者も日本人配偶者も在留資格としては安定して滞在でき、2000年代中盤に開始された在日外国人のためのホームヘルパー講座を通じて、ケア労働に従事しようとする移民の多くはすでに何らかの資格を取得している。一方、EPA候補者と留学生は無資格、一時滞在の象限に配置される。

表3 ケア労働市場における移民の社会統合



韓国の朝鮮族の場合には、有資格者は圧倒的に少なく、ほとんどが無資格者であり、そのうちの程度が定住資格を持っているのかについてはデータがないため不明である。

ホスト社会が質の高いケアの労働力を安定して確保しようとするならば、移民ケア労働者の在留資格を安定させ、有資格者となるよう支援をすることが不可欠である。急速な少子高齢化が進展する日韓において、安心してケアが受けられるようになるためには、「定住一有資格」の象限にどれだけ多くの人材を確保できるかが鍵となるであろう。一方、移民の視点からは、ケア労働の資格が在留資格の一つとして認められるとすれば、市民権を獲得し、専門職として安定して滞在ができる道が開かれることを意味する。

VI. 結び

日韓におけるケア労働者の国際移動は、少子高齢化に対する対応策として政策的な意図のもとに進められたというよりは、エスニシティとジェンダーに刻印された労働市場に移民女性が結果的に組み込まれたことによって生じていると言える。ケア労働をする目的で国境を超えた移民、あるいは国境を超えた結果としてケア労働に従事することになった移民にとって、ケア労働の意味は多義的である。ケア労働がどのような社会や制度のもとで疎外や抑圧となり、社会参加や承認をもたらすものとなるのかについては、今後よりシステムティックな比較研究が望まれる。ネオリベリズムは福祉国家の衰退と雇用の流動化をもたらし、コストの切り下げや効率性を追求したことから、柔軟でインフォーマルで一時的な労働市場が拡大した。移民労働者は一握りの高度人材と大多数の非熟練労働者に選別され、さらにエスニシティやジェンダーによって選別され、安価で柔軟な労働力を提供することで経済成長や家族の再生産を支え

ている。日韓におけるグローバル化するケアが移民の権利の抑圧の上に成り立つ「新しい奴隷制」と呼ばれるような方向ではなく、ケア資源の公正分配の原理に基づき、移民女性の再生産の権利に配慮した受け入れ体制を構築できるかどうか問われている。

日韓のケアのグローバル化を移民レジームとケアレジームの交錯点から探ってみると、少子高齢化に伴う介護保険の導入という共通の社会背景を抱えている2つの国のケア労働市場が異なる形で移民を再配置していることが明らかになる。第1に「脱民族化—再民族化」と「脱家族化—家族化・再家族化」の軸に移民ケア労働者を位置付けると、日本のケアのグローバル化は「脱民族化—脱家族化」の方向性を持っていることが分かる。将来、急速な高齢者人口の増大を前に移民ケア労働者が拡大するとすれば、「脱民族化—脱家族化」という公的介護保険の枠内への拡大と、国家戦略特区における家事労働者のような「脱民族化—家族化・再家族化」という介護保険外のサービス提供へとという方向性が考えられよう。いずれの場合においても言語を習得するためのコストとケアという生命を支える仕事のリスクを誰がどのように負担するのかという問いは問われ続ける必要があるだろう。

反対に韓国のケアのグローバル化は「再民族化」と「家族化・再家族化」の方向性を持っていることが明らかになった。今後の韓国の介護保険の進展と労働市場の需給によっては、朝鮮族の人々が公的介護保険の枠内の労働市場へと統合されていくことが考えられる。その場合には、韓国のケアのグローバル化は「再民族化—脱家族化」の象限へと移動していくことになるであろう。あるいは介護保険の財政がひっ迫し、抑制策が続く場合には現在のようなインフォーマルな形でのケアのグローバル化が進行し、家族がその負担を担うことになることが予想され

る。

第2に「定住—一時滞在」と「有資格—無資格」の軸の交錯点をみると、日本ではEPA候補者と留学生以外は「定住」と「有資格」の象限に位置付けられるのに対して、韓国の朝鮮族のケア労働者においては「無資格者」が多く、「定住」と「一時滞在」の両方に位置付けられる。今後、急速に増大する高齢者人口を前にケア労働者の確保がますます喫緊の課題となる中で、このベクトルがどのように働き、それが移民政策全体にとってどのような意味を持つのか、将来の課題としたい。

最後に家族帯同をめぐるのは、ヨーロッパにおいてはリベラリズムや人権の観点から家族の呼び寄せに対する配慮があるが、日韓の移民政策の議論では家族帯同はあまり重視されていない(Seol [2004])。しかし、イギリスでは移民の家族はケア労働者の供給減であり、政府が移民の受け入れを厳格化した時でも、移民の家族がいればケア労働力は枯渇しないという指摘もある(Cangiano [2010])。家事・育児・介護などの再生産労働は人間の営みにとっ

て不可欠のものであり、海外に対して家族帯同に配慮しない移民政策こそが、国内において少子高齢化を招いた原因でもあり、ケアする側が労働者として正当に評価され、尊厳を持って働くことができるような社会政策が求められている。

私たちは近代化の道をひたすら邁進し、生産性や経済性や効率を追求する時代を生きてきた。その中で「老い」は忌避され、排除されるべき対象となり、個人の自立や自由を称賛する風潮の中では依存は「迷惑」であり、負担と考えられるようになってしまった。「ローマ人の言葉によれば『生きる』ということと『人々の間にある』ということ、あるいは『死ぬ』ということと『人々の間にあることを止める』ということとは同義語として用いられた」という(アレント [1994:20])。不自由になった身体と薄れゆく記憶の中で、私たちの生に輝きを与えてくれる人々とは一体誰なのだろうか。ケアのグローバル化は私たちに「他者」をケアすることが、すなわち自分たちの未来を豊かにすることであることを教えてくれている。

註

1. ここでいうレジームとは資本主義体制というような高位のレベルではなく中位のレベルに位置づけられるいくつかの制度の組み合わせを意味する。例えば、福祉レジームとは介護保険を含めた公的な社会保障制度、民間サービスなどの市場的制度、及び家族やコミュニティによる共同体的制度の組み合わせからなる体制を意味する(宮本 [2008])。
2. 本稿では「ケア」を高齢者介護の同義語として使うが、介護ではなくケアとするのはより通文化的な概念だからである。ただし、日本の文脈における介護士や介護保険などはそのままとする。
3. 日本の政策文書では定住を意味する「移民」という言葉ではなく、「外国人」という言葉が使われているが、本稿では英語のmigrantsの訳語として移民という言葉を使う。
4. ケアのグローバル化はケアする側の国際移動、及びケアされる側の国際移動となって生じる社会現象である。前者は移民の流入として、後者は物価水準の安い国への退職者の移住となって表れる。
5. 香港の基本法によれば、最低七年間合法的に滞在した外国人は永住権を申請できるとしているが、家事労働者はその適用から除外されていることを違法だとして、フィリピン人家事労働者らが裁判に訴えていた。2013年3月、香港の最高裁判所は27年間滞在していたフィリピン人家事労働者の永住権申請を却下した

- (The New York Times [2013])。台湾やシンガポールも同様に家事労働者の永住権申請を認めていない。
6. 2014年6月、政府は国家戦略特区において家事支援の外国人雇用を事業計画に盛り込むことを決定した（日本経済新聞）。
 7. EPAによって来日したのはインドネシアとフィリピンからの看護師候補者と介護福祉士候補者であるが、二つの職種は教育制度、業務内容、労働市場等の点で大きく異なるため、本稿では介護福祉士候補者のみを対象として扱う。
 8. 2010年までは日本語教育の期間は6カ月であったが、その後、1年間に延長された。
 9. 2011年には契約書に記載されている賃金が支払われなかったとして、インドネシア人看護師による労働基準監督署への申し立てが起き、病院側が慰謝料として40万円を支払って和解が成立している（朝日新聞 [2011], 西日本新聞 [2011], 毎日新聞 [2011]）。
 10. 実際、入管法違反や労基法違反と疑われるようなケースもあるが、候補者が独力で転職をするのは困難である。国家試験対策に対する支援の欠如やパワハラのようなケースもあり、第三者による紛争解決のためのメカニズムの設立は今後の重要な課題である。
 11. 2008～2009年来日したインドネシア人とフィリピン人介護士の給与は最低で12万円、最高が21.2万円であり（里見 [2010]）、都市と地方の格差を考慮したとしても差が大きい。斡旋機関である国際厚生事業団（2011）の相談窓口によれば、2010年の相談内容は、インドネシアは雇用管理が32%、研修が22%、生活管理が20%、フィリピンは雇用管理が53%、研修が18%、生活管理が20%であった。
 12. 調査は2012年1月にEPAの候補者を受け入れた全国264の介護施設に調査票を送付し、86の施設から回答を得た。回答率は33%である。調査チームのメンバーは坪田邦夫、大野俊、平野裕子、小川玲子である。
 13. 通常は「大卒以上」が専門職と見なされるが（Iredale [2000]）、熟練、非熟練や専門職、非専門職の区分は政治的に構築されており、絶対的な基準があるわけではない。
 14. 2011年7月徳島、2012年2月横浜、2014年5月宮城と山口の介護施設でのインタビューによる。
 15. インドネシア及びフィリピンで来日前に行われた質問票調査による。サンプル数はインドネシアがN=178、フィリピンがN=170である。詳細は安立清史他 [2010] を参照。
 16. 例えば、すみだ日本語学校（東京）、社団法人横浜市福祉事業経営者会（横浜）、インターアジア（福岡）等ではこれまで在日外国人向けにホームヘルパーの講座と就職支援を行っている。
 17. 家庭奉仕員は老人福祉法による公的制度に関わる資格であり、在宅における身体介護や生活支援を行う。看病人は私的部門の介護サービスを担っており、大韓赤十字社などが養成を行い、病院や在宅などで介護を提供する。家庭奉仕員と看病人は全国で約25万人いると推計されている。（朴 [2011: 67]）
 18. ここでは1948年の大韓民国設立以降に移住した在米韓国人を主として対象とするのか、大韓民国設立以前に移住した中国やCISの在外同胞を含めるかどうか争点となった。中国政府は同法に中国朝鮮族を含めることに対して憂慮を現し、中国朝鮮族の大量流入による韓国の労働市場への影響なども論点となった（鄭 [2008]）。
 19. 2004年に雇用許可制が導入され、特例雇用許可制と改定。
 20. 本調査は2005年11月にソウル首都圏の中国朝鮮族500名を対象として行われ、有効回答数462名のうち、3分の2が正規滞在、3分の1が非正規滞在であった。ソルドンフン、イヘチョン [2005] 『外国籍同胞雇用が国内労働市場に及ぼす社会・経済的効果分析』、韓国労働部
 21. ただし、一部には支援の動きもある。例えば、浜松国際交流協会ではリーマンショック以降、日系人たちの

- 就労支援の一環として介護のための日本語教室と介護実習を取り入れた研修を開講している（堀 [2011]）。
22. 2011年1月にインタビュー。
23. 韓国の介護保険制度については林他 [2010]、日本の要介護者の認定者数については内閣府 [2013: 24]、韓国の要介護者の認定率については〇 [2013] より。

文献

〈日本語〉

- 安里和晃 (2007) 「日比経済連携協定と外国人看護師・介護労働者の受け入れ」久場嬉子編著『介護・家事労働者の国際移動』日本評論社。
- 朝日新聞 (2009) 「看護の志、言葉の壁 でも『頑張ります』ルポにつぼん」3月2日。
- 朝日新聞 (2011) 「給料、契約の七割」7月28日。
- 安立清史・大野俊・平野裕子・小川玲子・クレアシタ (2010) 「来日インドネシア人、フィリピン人介護福祉士候補者の実像」『九州大学アジア総合政策センター紀要』5: 163-74。
- イシカワ・エウニセ・アケミ (2009) 「在日日系ブラジル人ヘルパー—経済不況により工場から介護労働へ」国際移動とジェンダー研究会編『アジアにおける再生産領域のグローバル化とジェンダー配置』一橋大学大学院社会学研究科・伊藤るり研究室、175-186。
- 大沢真理(編) (2004) 『アジア諸国の福祉戦略』ミネルヴァ書房。
- 小川玲子・平野裕子・川口貞親・大野俊 (2010) 「来日第1陣のインドネシア人看護師・介護福祉士候補者を受け入れた全国の病院・介護施設に対する追跡調査(第1報)」『九州大学アジア総合政策センター紀要』5: 85-98。
- 第五次出入国政策懇談会 (2010) 「今後の出入国管理行政の在り方」<http://www.moj.go.jp/content/000007334.pdf> 2013年11月28日DL。
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人 (2005) 『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会。
- 金賛汀 (2010) 『韓国併合百年と「在日」』新潮選書。
- 金美淑 (2011) 「韓国の高齢者福祉政策」春木育美他(編) 『韓国の子高齡化と格差社会—日韓比較の視座から』慶応義塾大学出版会。
- 国際厚生事業団 (2011) 「巡回訪問・相談窓口などからの受入れ状況などについて」<http://www.jicwels.or.jp/files/acceptance20situation-h24.pdf> 2013年11月20日DL。
- 里見隆治 (2010) 「経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れについて」大野俊&小川玲子(編) 『国際シンポジウム東南アジアから日本へのケアワーカー移動をめぐる国際会議』九州大学アジア総合政策センター。
- 高畑幸 (2009) 「在日フィリピン人介護者」『現代思想』37(2): 106-118。
- 武川正吾・金淵明(編) (2005) 『韓国の福祉国家・日本の福祉国家』東信堂。
- 武川正吾・イ・ヘギョン(編) (2006) 『福祉レジームの日韓比較』東京大学出版会。
- 田中宏 (1991) 『在日外国人』岩波新書。
- 鄭雅英 (2008) 「韓国の在外同胞移住労働者—中国朝鮮族労働者の受け入れ過程と現状分析」『立命館国際地域研究』26: 77-96。

- 坪田邦夫・小川玲子・大野俊・平野裕子 (2012) 「外国人『介護福祉士』候補者受入れアンケート結果(全体集計)」(未出版資料).
- 東京都社会福祉協議会 (2009) 「介護老人福祉施設における外国人従事者に関する調査」 <https://tcsw.tvac.or.jp/pdf/fukusi-091022-gaikokujinkaigosya-cyousa.pdf> 2014年9月28日DL.
- 内閣府 (2013) 『平成25年度版高齢社会白書』 http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/zenbun/26pdf_index.html 2014年9月28日DL.
- 西日本新聞 (2011) 「EPAで待遇トラブル」 7月28日.
- 日本看護協会 (2008) 「インドネシア人看護師候補者を受け入れにあたって日本看護協会の見解」 <http://www.nurse.or.jp/home/opinion/press/2008pdf/0617-4.pdf> 2012年7月18日DL.
- 日本経済新聞 (2009) 「『貴重な戦力』奮闘中」 3月9日.
- (2014) 「特区の外国人活用、関西・福岡で先行 家事支援や起業促進で」 http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS1703Y_X10C14A6PP8000/ 6月17日 2014年6月20日DL.
- 朴仁淑 (2011) 「韓国における在宅介護サービスの現状と療養保護士養成の課題」 『立命館産業社会論集』 47(2): 167-186.
- 橋本修二・川戸美由紀・尾島俊之 (2013) 「健康寿命の指標化に関する研究」 厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書 <http://toukei.umin.jp/kenkoujyummyou/houkoku/H25.pdf> 2014年6月20日DL.
- 堀永乃 (2011) 「多文化共生社会に資する地域の取り組み—浜松の事例」 三田千代子(編) 『グローバル化の中で生きるとは—日系ブラジル人のトランスナショナルな暮らし』 上智大学出版.
- 埋橋孝文・木村清美・戸谷裕之(編) (2009) 『東アジアの社会保障』 ナカニシヤ出版.
- 毎日新聞 (2011) 「教育サポート充実を」 7月28日.
- 宮本太郎 (2008) 『福祉政治』、有斐閣.
- 山下順子 (2011) 「介護サービス・労働市場の再編とNPO」 仁平典宏・山下順子(編) 『ケア・協働・アンペイドワーク』 大月書店.

〈英語〉

- Anderson, Bridget (2000) *Doing the Dirty Work: The Global Politics of Domestic Labour*, London: Zed Books.
- Arendt Hannah (1958) *The Human Condition*, Chicago: University of Chicago Press. =(1994) 志水速雄(訳) 『人間の条件』 ちくま学芸文庫.
- Cangiano, Alessio (2010) "Commentary," in Martin Ruhs & Bridget Anderson (eds.), *Who Needs Migrant Workers?: Labour Shortages, Immigration, and Public Policy*, Oxford: Oxford University Press.
- Chen, Shu-ju Ada (2006) *Serving the Household and the Nation: Filipina domestics and the politics of identity in Taiwan*, Oxford: Lexington Books.
- Constable, Nicola (2007) *Maid to order in Hong Kong*, New York: Cornell University Press.
- Ehrenreigh, Barbara & Hochschild, Arlie Russell (2002) *Global Woman: Nannies, Maids, and Sex Workers in the New Economy*, New York: Holt.
- Esping-Andersen, Gosta (1990) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge: Polity Press. =(2001) 岡沢憲美・宮本太郎(監訳) 『福祉資本主義の三つの世界: 比較福祉国家の理論と動態』 ミネルヴァ書房.
- (1999) *Social Foundations of Postindustrial Economics*, New York: Oxford University Press. =(2000)

- 渡辺雅男・渡辺景子訳 (2000) 『ポスト工業経済の社会的基礎』 桜井書店.
- Freeman, Caren (2005) "Marrying up and marrying down: the paradoxes of marital mobility for Chosonjok brides in South Korea," Nicole Constable (ed.), *Cross-Border Marriages*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Hochschild, Arlie Russel (2000) "Global care chains and emotional surplus value," Will Hutton & Anthony Giddens (eds.), *On the Edge: Living with Global Capitalism*, London: Vintage.
- HK Immigration Department (2012) *Annual Report*, http://www.immd.gov.hk/publications/a_report_2012/en/ch1/index.htm#c_1_6f 2014年1月16日DL.
- Iredale, Robyn (2000) "Migration policies for the highly skilled in the Asia-Pacific Region," *International Migration Review*, Vol. 34(3): 882-906.
- Joppke, Christian (2003) "Citizenship between De- and Re- Ethnicization (1)," *European Journal of Sociology*, Vol. 44(3): 429-458.
- (2005) *Selecting by Origin: Ethnic migration in the liberal state*, Cambridge, Massachusetts and London: Harvard University Press.
- (2010) *Citizenship and Immigration*, Cambridge: Polity Press.
- Lan, Pei Chia (2006) *Global Cinderellas*, Durham and London: Duke University Press.
- Lee, Hye-Kyung (2006) "Migrant domestic workers in Korea: The effects of global householding on Korean-Chinese domestic workers," *IDPR*, 28(4): 499-514.
- (2013) "The care labor market and the position of migrant care workers in South Korea," *Journal of Intimate and Public Spheres*, 2(1): 6-25.
- Kim, Eun-Shil (2010) "Women migrant laborers of reproductive/care work: The case of South Korea," in Ogawa Reiko et al. (eds.), *Transnational Migration from Southeast Asia to East Asia and the Transformation of Reproductive Labor: Comparative Study between Korea, Taiwan and Japan*, Visiting Researcher's Research Paper, Kitakyushu Forum on Asian Women, <http://www.kfaw.or.jp/publication/cat51/index.html.en> 2013年7月15日DL.
- Kim, Nora Hui-Jung (2008) "Korean immigration policy changes and the political liberals' dilemma," *International Migration Review*, Vol. 42(3): 576-596.
- Mahroum, Sami (2001) "Europe and the Immigration of Highly Skilled Labour," *International Migration*, Vol. 39(5): 27-43.
- OECD (2013) *Better Life Index*, <http://www.oecdbetterlifeindex.org/> 2013年11月29日DL.
- Ogawa, Reiko (2010) "Globalization of reproductive work in Japan: from entertainers to care workers," in Reiko Ogawa et al. (eds.), *Transnational Migration from Southeast Asia to East Asia and the Transformation of Reproductive Labor: Comparative Study between Korea, Taiwan and Japan*, Visiting Researcher's Research Paper, Kitakyushu Forum on Asian Women, <http://www.kfaw.or.jp/publication/cat51/index.html.en> 2013年7月15日DL.
- Ong, Aihwa (2006) *Neoliberalism as Exception: Mutations in Citizenship and Sovereignty*, Durham and London: Duke University Press.
- Parrenas, Rhacel Salazar (2003) *Servants of Globalization: Women, Migration and Domestic Work*, Manila:

Ateneo de Manila Press.

- (2006) *Children of Global Migration : Transnational Families and Gendered Woes*, Manila : Ateneo de Manila Press.
- Sassen, Saskia (2002) "Global cities and survival circuits," in Barbara Ehrenreich & Arlie Russell Hochschild, (eds.) *Global Woman : Nannies, Maids, and Sex Workers in the New Economy*, New York : Holt.
- Seol, Dong-hoon & Strentny, John D. (2004) "South Korea : Importing Undocumented Workers," in Wayne A. Cornelius et al. (eds.), *Controlling Immigration : A Global Perspective*, California : Stanford University Press.
- Seol, Dong-hoon & Lee, Yean-ju (2011) "Recent developments and implications of policies on ethnic return migration in Korea," *Asia and Pacific Migration Journal*, Vol. 20(2) : 215-231.
- Singapore Ministry of Manpower (2013) *Foreign Workforce Numbers*, <http://www.mom.gov.sg/statistics-publications/others/statistics/Pages/ForeignWorkforceNumbers.aspx> 2013年11月23日DL.
- The New York Times (2013) Hong Kong Court Denies Residency to Domestic, March 25.
- Taiwan Ministry of Labor (2012) *Foreign Workers Statistics*, <http://statdb.mol.gov.tw/html/mon/c12010.pdf> 2014年6月20日DL.
- Tsuda, Takeyuki & Cornelius, Wayne A. (2004) "Japan : Government policy, immigrant reality," in Wayne A. Cornelius et al. (eds.) *Controlling Immigration : A Global Perspective*, California : Stanford University Press.
- Williams, Fiona (2012) "Converging Variations in Migrant Care Work in Europe," *Journal of European Social Policy*, 22 (4) : 363-373.
- Yeates, Nicola (2009) *Globalizing Care Economies and Migrant Workers*, New York : Palgrave Macmillan.

〈韓国語〉

- 法務部 (2012) 「出入国・外国人政策統計年報」、법무부 (2012) 「출입국·외국인정책통계연보」
- 保健福祉部 (2012) 「2013年度療養保護士養成指針」、보건복지부 (2012) 「2013년도요양보호사양성지침」
- イ・ヘギョン (2012) 女性家族部、韓国女性政策研究院、「朝鮮族及び外国人女性育児ヘルパーなど介護勤労者利用実態及び管理方案」、이혜경 (2012) 여성가족부、한국여성정책연구원 「조선족및외국인여성육아도우미등돌봄근로자이용실태및관리방안」 Vol. 1
- イ・ユンギョン (2013) 「老人長期療養対象者規模と対象者選定の妥当性検証」『保健・福祉 Issue & Focus』第189号、이윤경 (2013) 「노인장기요양대상자규모와대상자선정의타당성검증」『보건·복지 Issue & Focus』

* 本論文は平成24年度科学研究費基盤研究(C)「東アジアの外国人介護職の国際移動をめぐる比較研究：制度、スキル、言説」の成果の一部である。

受稿2014年7月11日／掲載決定2014年9月11日